

令和２年第１回定例会（６月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和２年 ６月１８日
観光文化スポーツ部

【補正予算関連】

観光文化スポーツ部 指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為の設定 ----- 1
について

【議案（条例）関連】

観 光 戦 略 課 秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正 ----- 2
する条例案について
(議案第１４０号)

【議案（その他）関連】

文 化 振 興 課 公の施設の指定管理者の指定について ----- 3
(議案第１５０号)

指定管理者制度導入施設に係る債務負担行為の設定について

観光文化スポーツ部

1 指定管理者制度導入施設の概要

令和2年度で指定管理期間が満了する当部所管施設（※1）	15
うち6月補正予算で債務負担行為限度額を設定する施設（※2）	7

(単位：千円)

No	施設名（※1）	所管課	現指定管理者	債務負担行為 限度額（※2）	県内 要件
1	秋田ふるさと村	観光 戦略課	(株)秋田ふるさと村	888,125 (利用料金併用制)	有
2	十和田観光宿泊センター		十和田ホテル(株)	無し (完全利用料金制)	無
3	大潟スポーツ宿泊センター		(株)ルーラル大潟		
4	鳥海観光宿泊センター		(株)フォレスト鳥海		
5	秋の宮山荘		(株)グリーンハウス		
6	男鹿オートキャンプ場		(株)おが地域振興公社		
7	宮沢海岸オートキャンプ場		(株)おが地域振興公社		
8	田沢湖オートキャンプ場		商栄(株)		
9	田沢湖スキー場（注）		田沢湖高原リフト(株)		
10	総合生活文化会館	文化 振興課	厚生ビル管理(株)	175,495 (利用料金併用制)	有
11	県立体育館	スポーツ 振興課	(一財)秋田県総合公社	250,550	有
12	向浜スポーツゾーン (県立スケート場、県立 野球場、向浜運動広場、 県立総合プール)		(一財)秋田県総合公社	1,725,350	有
13	新屋運動広場		(特非)スポーツクラブ あきた	72,525	有
14	総合射撃場		(一財)秋田県総合公社	68,325	有
15	田沢湖スポーツセンター		田沢湖高原リフト(株)	145,265 (利用料金併用制)	有

（注）田沢湖スキー場のみ、指定管理期間は令和3年5月31日まで。

2 債務負担行為の期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

3 指定管理者の選定方法

指定管理者を公募し、観光文化スポーツ部指定管理者（候補者）選定委員会で候補者を選定したうえで、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

4 指定管理者更新のスケジュール（予定）

- 令和2年 6月 6月議会で債務負担行為の設定
- 令和2年 7月 指定管理者（候補者）の公募
- 令和2年10月 指定管理者（候補者）選定委員会の開催
- 令和2年12月 12月議会で指定管理者の指定
- 令和3年 2月 2月議会で当初予算案を提出、審査
- ～3月 指定管理者と協定締結
- 令和3年 4月 指定管理の実施

秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例案について

観光戦略課

1 改正理由

近年における利用者の減少等に鑑み、秋田県営由利高原オートキャンプ場を廃止する必要がある。

2 改正内容

秋田県営観光レクリエーション施設条例第2条、第3条及び別表から、秋田県営由利高原オートキャンプ場に係る規定を削除する。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 施設の概要

- ・設置場所：由利本荘市西沢字南由利原
- ・開業時期：平成4年4月24日
- ・敷地面積：21,724㎡（県有地）
- ・施設設備：テントサイト45区画、管理棟、トイレ、炊事棟、東屋、焼却炉

・年間利用者数：	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
	475人	316人	416人	114人	172人

5 廃止の理由

- ・施設の運営を担う由利本荘市より、昨年12月に「南由利原高原周辺観光施設の再編のため、現在の指定管理期間の終了をもって、隣接地で同市が運営する南由利原青少年旅行村へオートキャンプ機能を集約させたい」との申し入れがあった。
- ・県営由利高原オートキャンプ場は電源等の機能がなく、また、施設の老朽化が進んでおり、今後利用増が見込めないことから廃止するものである。

公の施設の指定管理者の指定について

文化振興課

1 申請団体及び候補者選定団体

対 象 施 設	申請団体及び候補者選定団体
あきた芸術劇場	あきた芸術劇場 A A S 共同事業体 (代表団体：一般財団法人 秋田県総合公社 構成団体：株式会社 秋田魁新報社 構成団体：株式会社 スペースプロジェクト)

2 指定期間

令和4年3月1日から令和9年3月31日まで

3 選定委員会の開催

○令和2年4月24日

あきた芸術劇場指定管理者の候補者選定委員会

○選定委員

氏 名	所 属	職 名 等	備 考
成 田 光 明	秋田県観光文化スポーツ部	次長	委 員 長
齋 藤 一 洋	秋田市企画財政部	副理事兼企画調整課長	委 員
相 場 哲 也	秋田商工会議所	専務理事	外部委員
熊 谷 嘉 隆	公立大学法人国際教養大学	副学長兼理事	外部委員
長谷川 伸 治	長谷川伸治税理士事務所	税理士	外部委員

4 審査結果の概要

申請団体については、指定管理者の候補者としての適格性を有していると判断された。

【審査結果】

①評点

	平等利用の 確保	設置目的の 効果的達成 (満点40点)	効率的な 管理 (満点20点)	適正・確実 な管理を行 う能力 (満点30点)	その他設置目 的、性質に応じ て定める基準 (満点10点)	合 計 (満点100点)
あきた芸術劇場 A A S 共同事業体	○	28.20	13.60	21.80	7.55	71.15

②選定委員会での主な意見

- 共同事業体の役員で組織する運営会議は、短期的な事業計画の議論だけになりかねないことから、芸術文化団体等の関連者と意見交換を行い、時代に即した中長期的な視点で運営を行うことができるような会議を設けられたい。
- 劇場の利用に際して困難が生じやすい外国人、障害者、親子連れ等に対して、イベントの多言語発信や外国語を話せる職員の配置などで利便性向上に努められたい。
- 国内外からの交流人口拡大や中心市街地活性化などの秋田県・秋田市の施策を踏まえて、地域事業者と連携する事業展開を図られたい。